

令和4年9月2日（金）

資料3

第1回地域連携ネットワークWG

倉敷市における後見人等の選任後の 相談事案・対応等について



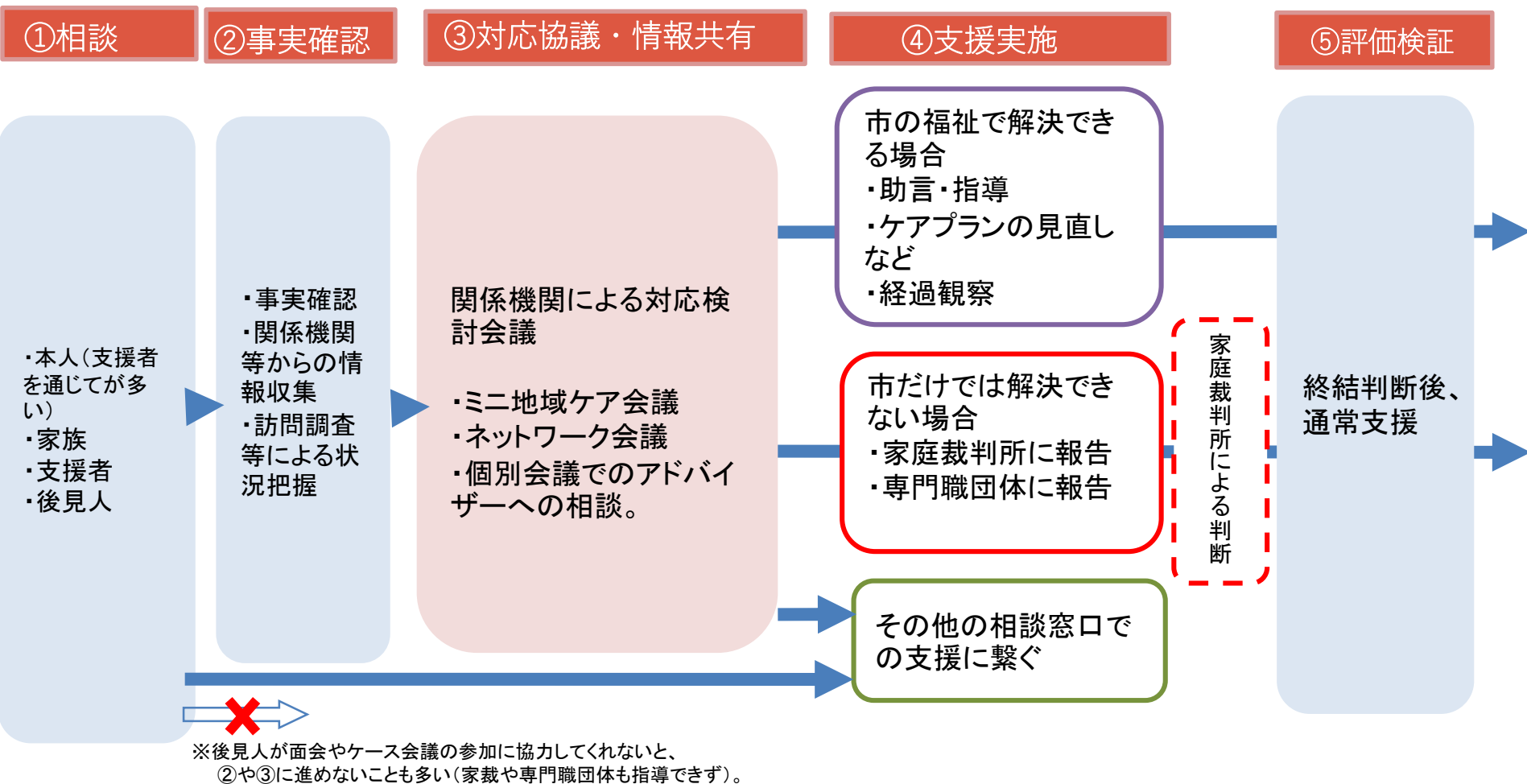
倉敷市美観地区

岡山県倉敷市 福祉援護課
主幹 渡邊 美和子

1 後見人等の選任後の相談事案について

	誰から	相談を受ける内容例
1	本人から (福祉の支援者を通じて)	・ 後見人の〇〇さんは、信用できない。 ・ 後見人の〇〇さんが、お金を（十分に）くれない。
2	家族から	・ うちの主人についている後見人の〇〇さんは、主人のお金を使いこんでいるに違いない。 ・ 父の後見人をしているが、後見監督人から、家裁への提出資料が作れないなら、辞任すると言われる。頑張っているので辞めたくない。
3	本人の福祉の支援者から	・ 後見人の〇〇さんは、本人の面会に来ない。 ・ 必要な書類をなかなか提出してくれない。 ・ 専門職の後見人をお願いしていても、すぐに対応してくれず、ケース会議にも出てくれない。 ・ 本人が望むものを、「高いから」、と自分の使い古したものを渡しているようだ。
4	後見人から	・ 被後見人が、後見人が渡したお金を、知人に渡してしまう。 ・ 福祉の支援者が、本人に、後見人のことを悪く言い、本人から後見人への信用が損なわれている、など。

2 倉敷市の成年後見制度の利用後の相談対応の一連の流れ



3 市町村・中核機関だけで対応できているもの

①相談

- ・40代女性，療育手帳 B，筋ジストロフィー，障害基礎年金2級，補助人有（司法書士）
- ・補助人から支援者に相談。

②事実確認

- ・本人金銭管理が不十分で、補助人が金銭管理を行っており、本人の生活費についても補助人が2週間に1回程度本人宅に持って行っている。
- ・平成30年7月豪雨で自宅は全壊し、倉敷市内のアパートへ移住。義援金の配分や支援金で270万円余を受け取っている。
- ・友人Aと旅行に行くのに20万いるなど金銭要求の額が大きい、旅行も行っていない可能性もあり、友人Aが搾取している可能性もある。
- ・ここ最近では、何度かお金が盗られているとの訴えがあり、「知り合いが勝手に自分の部屋を開けて入ってきて盗っていった。自分が寝ている間に」など言うが、脈略もなく、補助人がお金を持っていく日には、その友人Aがいることが多い。友人Aについては、信頼している様子だが、逆らうと怖いとの訴えを聞いたこともある。本人の預貯金も少なくなっている。

③対応協議・情報共有

支援者間のケース会議、
弁護士・司法書士・社会福祉士のアドバイザーとのケース会議で検討。

④支援実施

【介護・福祉関係者などと連携して対応】

本人・友人Aさん、支援者、補助人が集まり、本人の現在のお金と、自由に使えるお金について話をした。

話をした際は、本人・友人Aも納得したが、時間が経つと忘れてしまい、お金の要求があるが、「ここまでしか使えない」ことを、支援者と補助人が何度も本人と話をし、説得しながら対応している。

4 市町村・中核機関だけで対応困難であったが、連携して解決できたもの

①相談

- ・60代女性（知的障がいA重度・B型作業所に通所中・生活保護・障がい年金2級）
- ・後見人として、身上保護を兄、金銭管理を専門職（司法書士）の複数後見。
- ・本人の支援者より、相談。

②事実確認

- ・本人が、エアコンのない部屋で、水分も取れず熱中症になりかけている。
- ・家でお風呂も入っておらず、ボロボロの服を着て過ごしており、作業所で保清をしている。お弁当代も出し渋られ、必要な受診もできていない。
- ・金銭管理を行う専門職は、本人のために使われていないことを知りながら、兄にお金を渡している。

③対応協議・情報共有

支援者間のケース会議で検討。

④支援実施

【介護・福祉関係者と連携して対応】

- ・本人を一時ショートステイで分離。
- ・生活保護担当課と一緒に、身上保護を担う兄、金銭管理を担う専門職と面会。兄が、本人のお金をギャンブル等自分の遊びに使っていることが判明。専門職は、それを知った上で兄にお金を渡していることを確認。
- ・一時ショートステイ先で、面会し、本人の「家にいるよりここがいい。」という意味を確認し、GHへの分離を行った。

【専門職団体や家裁などと連携して対応】

- ・身上保護をする兄からの経済的虐待、ネグレクトがあり、分離を行ったことを、家庭裁判所に報告。
- ・家庭裁判所が、兄と専門職後見人を調査。
- ・市が次の候補者を推薦し、後見人を交代した。

⑤評価検証

- ・GH分離後は、兄に居場所は知らせないが、定期的に面会の場を設けている。

5 対応困難が解決できず継続しているもの

①相談

- ・高齢の夫婦（夫70代・要介護5・保佐、妻70代・要介護2・補助）と別居の長男の案件
- ・夫婦の保佐人、補助人（同じ弁護士法人）から相談。

②事実確認

- ・元々長男が金銭管理をしていたが、夫婦の生活が回らず、経済的虐待が疑われ、ケース会議を行ったこともある。
- ・長男が、暴力事件で服役中に、長男の弁護士から相談があり、夫に保佐人、妻に補助人として、法人が後見人として就いた。
- ・長男が出所し、生活保護を受けながら夫婦の近くに住むようになると、夫婦への暴言、暴力が出て、無断で夫婦名義の携帯電話の契約を行うなどの経済的虐待や、夫婦の介護サービス事業者に威圧的な態度をとり、サービスが阻害される状況が出ていた。
- ・長男は現在、夫婦の後見人の弁護士事務所に行って、建造物破壊を行うなどで警察に拘留・起訴されている。
- ・法人は、今後、後見人を辞任したいと考えているが、今後の夫婦の生活及び長男に対する支援をどうしていくべきか。

③対応協議・情報共有

- ・支援者間のケース会議
- ・弁護士・司法書士・社会福祉士のアドバイザーが参加する会議で検討。

④支援実施

【介護・福祉関係者と連携して対応】

夫婦の施設入所に向けて、本人達とも話をしていき、長男が、出所後に夫婦の居場所を探す際の窓口対応は、福祉課がする方針を出した。

【専門職団体と連携して対応】

後見人の交代については、法人から家庭裁判所に相談。

【現在の対応】

- （1）夫婦の施設入所は、調整中。
- （2）後見人の交代については、法人が、家庭裁判所に提出済み。交代は調整中。

6 家庭裁判所と都道府県への希望

【市町村・中核機関における後見人等の選任後の相談事案に対する対応の現状】

市町村・中核機関は、福祉の支援者から、被後見人の生活の維持に関する課題がある場合には、福祉・行政の関係者で会議の場を設け、弁護士等専門職の先生方のアドバイスもいただきながら、課題を整理し、支援方針や役割分担を決めている。

市町村・中核機関が行っているのは、後見事務の支援ではなく、例えば、受任当初と本人の状態が変化してきた際に、新たな課題が生じたり、これまでの支援が適当でなくなったりした際の再調整を行うものであり、いわば本人支援やチームの再調整機能という捉えである。

【家庭裁判所への希望】

市町村・中核機関には、後見人等を指導・監督する権限はなく、後見人等に関する苦情については、福祉側の課題をまとめ、家庭裁判所に相談をするという流れになる。

専門職団体からは、「専門職団体に所属していない人の指導はできない。」、専門職によっては、「個人への指導はできない。」と言われ、辞任・解任にまでならないであろう課題（後見人等が、ケース会議に来ない、訪問しない等。）は、相談する窓口がない。

こうした辞任・解任にまでならない課題について、市町村・中核機関からの相談を受ける窓口が必要だと感じている。

【都道府県への希望】

都道府県単位で、各市町村が行う苦情解決のプロセスを整理し、市町村・中核機関だけでは受けとめができない苦情について、都道府県単位の苦情処理の体制について、検討をお願いしたい。

参考：倉敷市の高齢者・障がい者権利擁護支援体制

1 中核機関 市直営（一部委託）により実施

（１）成年後見制度に関する相談対応や、広報啓発は、福祉援護課・各支所福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課等の担当部署、支援機関（高齢者支援センター市内25か所+3サブセンター（概ね中学校区）、障がい者支援センター（市内に6か所、障がい者の虐待対応をする基幹相談支援センター）と連携し、高齢者・障がい者の生活相談支援や虐待対応と合わせて行う。

（２）担い手育成（市民後見人養成）は社会福祉協議会と連携して委託して実施。

（３）市長申立てや報酬助成の事務は、市で実施。

（４）下記の３つの会議体を設け、権利擁護支援推進促進体制を図る。

① 権利擁護支援運営委員会（毎月第3木曜日開催）

新規

家庭裁判所や受任団体との連携構築、広報、相談等受任候補者調整の在り方など、権利擁護支援ネットワークづくりの具体的内容の検討と進捗管理。

行政関係部局・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会、家庭裁判所（オブザーバー参加）

② 受任候補者調整会議（毎月第3木曜日開催）

新規

成年後見制度の受任者調整や支援検討

行政関係部局・弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、行政書士会、社会保険労務士会、税理士会、社会福祉協議会、

③ 高齢者・障がい者権利擁護支援ネットワーク会議（毎月第4木曜日開催）

高齢者・障がい者の虐待、成年後見制度の個別ケースの支援検討

行政関係部局、高齢者支援センター、障がい者支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、アドバイザー（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）

2 協議会

権利擁護支援の情報や課題共有の場として、倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会を設置する。

改編

④ 倉敷市高齢者・障がい者権利擁護支援推進協議会（年1回開催）

権利擁護支援の情報や課題の共有の場

法務局、警察、医師会、社会福祉協議会、高齢者支援センター、障がい者支援センター、基幹相談支援センター保健師、民生委員、愛育委員、社会福祉協議会、行政関係部局アドバイザー（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）、家庭裁判所（オブザーバー参加）

中核機関と協議会に求められること

・必要な人を、支援に繋ぐこと、繋いだ後も、福祉や医療、地域など、様々な支援制度で本人の生活を守ること。

・市町村が主体となり、成年後見制度の相談から就任後まで、スムーズに支援ができるよう、権利擁護支援のネットワークを作ること。